



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第204号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則(30)(給与課)..... 1
	管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(31)(〃)..... 3

人事委員会規則

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第30号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">組</th> <th style="width: 33%;">織</th> <th style="width: 33%;">職</th> <th style="width: 19%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>労 働 委 員 会 事 務 局</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組	織	職	区 分	略				労 働 委 員 会 事 務 局		略		<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">組</th> <th style="width: 33%;">織</th> <th style="width: 33%;">職</th> <th style="width: 19%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>地 方 労 働 委 員 会 事 務 局</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組	織	職	区 分	略				地 方 労 働 委 員 会 事 務 局		略	
組	織	職	区 分																						
略																									
労 働 委 員 会 事 務 局		略																							
組	織	職	区 分																						
略																									
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局		略																							

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>労 働 委 員 会 事 務 局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	機 関	職 員	略		労 働 委 員 会 事 務 局	略	略		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>地 方 労 働 委 員 会 事 務 局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	機 関	職 員	略		地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	略	略	
機 関	職 員																
略																	
労 働 委 員 会 事 務 局	略																
略																	
機 関	職 員																
略																	
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	略																
略																	

（職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正）

第3条 職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級										
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
略											
労働委員会事務局	略										
略											
備考	略										

改 正 前

別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級										
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
略											
地方労働委員会事務局	略										
略											
備考	略										

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第31号

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後

改正前

別表(第2条、第3条関係)

別表(第2条、第3条関係)

組 織		職	区 分
知事の事務部局	本 庁	略	3 種
		課長(産業技術センター及び農業大学の課長を除く。) 県民室の室長 福利厚生室の室長 工事検査室の室長 協働推進室の室長 国内交流推進室の室長 産業技術センターのセンター長、次長、部長及び所長 農業大学の校長、次長及び部長 <u>市瀬地区生活安定推進室の室長</u> 会計管理室の室長 審査指導室の室長 出納室の室長 集中化推進室の室長	
略		略	
略			

組 織		職	区 分
知事の事務部局	本 庁	略	3 種
		課長(産業技術センター及び農業大学の課長を除く。) 県民室の室長 福利厚生室の室長 工事検査室の室長 協働推進室の室長 国内交流推進室の室長 産業技術センターのセンター長、次長、部長及び所長 農業大学の校長、次長及び部長 会計管理室の室長 審査指導室の室長 出納室の室長 集中化推進室の室長	
略		略	
略			

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後													改 正 前												
別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)													別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第2条関係)												
組織	職務の級												組織	職務の級											
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級		
知事の 事務部 局	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	知事の 事務部 局	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
									課長(産業技術センター及び農業大学の課長を除く。) 県民室、福利厚生室、工事検査室、協働推進室、国内交流推進室、市瀬地区生活安定推進室、会計管理室、審査指導室、出納室及び集中化推進室の室長 産業技術センターのセンター長 農業大学の校長 参事 行政監察監												課長(産業技術センター及び農業大学の課長を除く。) 県民室、福利厚生室、工事検査室、協働推進室、国内交流推進室、会計管理室、審査指導室、出納室及び集中化推進室の室長 産業技術センターのセンター長 農業大学の校長 参事 監 行政監察監				
略													略												
略													略												
備考 略													備考 略												

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

